

平成 23 年度 第 1 回 核不拡散科学技術フォーラム 議事録

1. 日 時:

平成 23 年 8 月 23 日(火) 15:00 ～ 17:30

2. 場 所:

東京事務所 役員会議室 (富国生命ビル 19 階)

3. 出席者:

委員:秋山委員、浅田委員、阿部座長、梶井委員、黒澤座長代理、桑原委員、清水委員、内藤座長代理、服部委員、広瀬委員

原子力機構:鈴木理事長、岡田理事

核物質管理科学技術推進部:持地部長、久野次長、干場客員研究員、高川参事

計画推進室:鈴木室長、須田室長代理、田崎主査

政策調査室:山村室長代理、玉井研究主幹

技術開発室:綿引室長

経営企画部:前川主幹

核不拡散・核セキュリティ総合支援センター:千崎センター長

4. 議 題 :

- 1) 前回フォーラムでのご意見と機構の対応
- 2) 原子力平和利用と核不拡散にかかわる国際フォーラムの開催について
- 3) 日米の最近の動向と日米原子力協力協定の改定への影響について
- 4) 福島第 1 原子力発電所事故関連対応(核不拡散関連)
- 5) その他

5. 配布資料:

23-1-1 核不拡散科学技術フォーラム 委員

23-1-2 平成 22 年度 第 1 回 核不拡散科学技術フォーラム 議事録

23-1-3 前回フォーラムでのご意見と機構の対応

23-1-4 原子力平和利用と核不拡散にかかわる国際フォーラムの開催について

23-1-5 日米の最近の動向と日米原子力協力協定の改定への影響について

23-1-6 福島第 1 原子力発電所事故対応(核不拡散関連)

6. 議事概要

冒頭、鈴木理事長及び阿部座長が挨拶、引き続いて報告と議論が行われた。

6.1 前回フォーラムでのご意見と機構の対応

須田計画推進室長代理が資料 23-1-3 を用いて、前回のフォーラム時に頂戴した意見に対する機構の対応につき説明。

6.2 原子力平和利用と核不拡散にかかわる国際フォーラムの開催について

資料 23-1-4 を用いて、持地部長より、原子力機構が本年 12 月 8～9 日に開催予定のフォーラム(案)について説明。

6.2 に係る意見交換 (○コメント ●JAEA等の回答)

○フォーラムの主要議題として原子力安全に加え核セキュリティ及び両者の関係(インターフェース、シナジー効果等)に焦点を当てるのは、日本国内外の情勢を反映し適切と思料。福島原発事故に係る国内議論の殆どは原子力安全にフォーカスしているが、海外は核セキュリティ対策の重要性及び必要性を指摘している。さらに海外は今後の日本の原子力政策及び原子力研究開発の行方につき関心を抱いており、それらを十二分に話せる日本人の講演者が必要。

○国際フォーラムでの議論をソウル核セキュリティサミットにつなげることを目的とするのであれば、3S(安全、核セキュリティ、核不拡散)全般より、前二者(2S)に焦点を絞ったほうが議論しやすいのではないか。従来の国際フォーラムは論点多すぎ、議論が散漫かつ未消化、各パネリストが意見を言ったままに終わっている。多くの議題を盛り込むとフォーラムの焦点がぼやけてしまう。

○パネル 2 では、原子力安全と核セキュリティの双方の観点から、情報の取り扱い(情報公開の指標)につき是非議論して欲しい。

●頂戴したご意見は、可能な限りフォーラムの企画に反映したい。

6.3 日米の最近の動向と日米原子力協力協定改定への影響について

山村室長代理より、資料 23-1-5 を用いて、政策調査室が実施中の「米国の核不拡散政策が日本の核燃料サイクルに与える影響に関する研究」の目的及び内容、米国での原子力法改正への動き、またそれらを踏まえて日米原子力協力協定改定への考え得る影響について説明。

6.3 に係る意見交換 (○委員からの質問/コメント、●JAEA等の回答)

○米韓原子力協力協定の改定交渉の状況は？

●報道等によれば、韓国はパイロプロセスの事前同意を求め、一方で米国は朝鮮半島の地政学的位置づけ及び朝鮮半島非核化宣言等を理由に消極的な模様。またパイロプロセスについては、協定改定とは切り離し、10 年のスパンで核不拡散性等に関し米韓で共同研究を実施予定と聞く。従って当該研究結果は 2014 年の協定改定には間に合わないことになり、協定改定時点では、パイロプロセスに核不拡散性があるとの研究結果が導き出された場合には、将来的に(包括的)事前同意を認めるという趣旨の文言が加えられるのではとの予測もある。

○米韓両国の間では、米国が韓国のパイロプロセスに包括的事前同意を付与するか否か、ということが問題になっているのか、以前の日米原子力協力協定の下におけるように個別のケースに応じて同意を与えるといったことは考えられるのか？

- 米国が韓国に対しパイロプロセスの同意そのものを与えるか否かということが一つの論点、仮に与えるとした場合にそれを協定の中で包括的な形で与えるか否か、ということが次の論点となる。
- 韓国がパイロプロセスの事前同意を求めているのは本当か？韓国は、韓国内での再処理に包括的事前同意を求めないという趣旨のことを非公式な場で聞いた。
- 韓国のスタンスに立てば、パイロプロセスは再処理ではないと認識している。米国はパイロプロセスを再処理と位置付けているが、韓国はそうではないとの位置付け。従って、再処理に関する同意を求めるとはならないという論理ではないか。ただ、パイロプロセスが再処理ではないという主張が認められたとしても、協定上、「形状・内容の変更」にあたることは否定できないため、同意が必要であることに変わりはない。
- パイロプロセスに関して包括的事前同意ではなく、個別の同意を求めるというのが今の韓国の立場ではないか。
- 既存の日米原子力協力協定は放置しておけば自動延長され、日本では延長のための国会承認は不要、米国でも議会の審議は不要ではないか。また、米国では条約の批准の承認権は上院にあるのではないか。
- 自動延長にあたり、日米両国議会の承認は不要であるというのはその通り。原子力協力協定は、米国内法上は条約ではなく行政取極めとなっている。したがって、条約の批准について定めた連邦憲法の規定は適用されず、原子力法で定める手続き、すなわち、上下両院で不承認決議が可決されないということが必要になる。
- 日米原子力協力協定の改定につき、①改定、②自動延長、の選択肢の他に両者の間をとる形で、例えば③改定議定書で 20～30 年間延長する方法もあるのではないか。議論が少なく、かつ安定した形で進むので、方法としては可能性があるのではないかと思料。
- 米国原子力法の改正案を推進するロスレーティネン議員が米国と UAE との原子力協力協定の締結に反対した理由は何か。
- 同議員は、UAE との協定には UAE の輸出管理制度が未整備との理由で反対したと認識している。同議員は、従来の伝統的な民主党の核不拡散論者というよりも、協定締結相手国毎の個別の状況に応じて、協定を締結するか否かを判断すべき、というのが基本的立場と思料。
- 米国原子力法の改正案として、現行の 9 項目に 2 項目を加えるとあり、その一つが「米国の事前同意なしに、第 3 国の国民に対し、協定下で移転された原子炉、設備等へのアクセスを認めないとの協定締結相手国からの保証」とあるが、これでは IAEA は査察ができないことになる。
- 当該項目に関しては、原子力施設に査察に来る IAEA 査察官にも制約を加えるものであり、現実的ではないと国務省が異を唱えている。

- 濃縮及び再処理施設、設備及び技術の移転につき、規制が強化された原子力供給国グループ・ガイドライン(NSG ガイドライン)と、米印原子力協力協定との関係は？
- NSG ガイドラインは、一般の原子力資機材、技術の移転にあたっての包括的保障措置の適用要件についてのみインドを例外化している。機微技術の移転について定めたガイドラインの規定に関し、インドは例外扱いを認められておらず、改訂 NSG ガイドラインに従えば、米国はインドに対し、濃縮・再処理技術を移転できない。一方で協定は、機微な原子力技術は協定を改正しない限り移転出来ないとしており(つまり、現状では移転できない)、両者は整合性がとれている。
- 日本は現在、韓国に先んじて原子力利用及び研究開発を行っているが、福島原発事故で日本の原子力利用と研究開発が停滞する一方で、韓国は研究開発と海外進出を継続、将来的には両者の位置が逆転する可能性も否定できない。米国は日本が CSC(原子力損害の補完的保証に関する条約)に加盟するよう要求しているが、これは米国が日本の廃炉ビジネスへの参入も視野に入れていることでもあり、日本は CSC 加盟に係る議論を始める必要がある。
- 原子力ビジネスの展開にあたって、レベルプレイングフィールド(公平な競争の場)を整備する観点から、3S(原子力安全、核セキュリティ対策+保障措置(核不拡散))に加えて、L(原子力損害賠償責任)に関し、グローバルスタンダードを構築していくことが必要。

6.4 福島第 1 原子力発電所事故関連対応(核不拡散関連)

資料 23-1-6 を用いて、久野次長より福島第 1 原子力発電所事故に関する原子力機構の取組(核不拡散関連)について紹介。

6.4 に係る意見交換 (○委員コメント、●JAEA等の回答)

- 日本は IAEA との保障措置協定に基づき、核物質の計量管理を行う義務が生じるが、福島原発事故のように燃料溶融で核物質の計量管理が出来ない場合、協定上はどのような扱いになるのか。
- チェルノブイリ事故は旧ソ連、現在のウクライナで起こったもので、IAEA 保障措置対応はウクライナ政府に引き継がれており、日本はウクライナの例に従えばよいのではないかと。しかし、チェルノブイリ事故後の溶融燃料中の核物質の計測に係る対応はまだ継続しており、長期的視点が必要。事故時の場合は特例につき日本としては何もしなくてよいという考え方、いつかは当該燃料を移動する時期が来るのでその時にアプローチするという考え方など色々ある。
- 溶融燃料中の核物質に対しどのように保障措置を適用するかについては、日本と IAEA とですでに協議を開始しているようだ。溶融燃料中の核物質は測定できず、使用済燃料プール中の燃料もクレーンが破損しアクセスできない。IAEA はそれを承知かつ理解しており、無理難題は押し付けず、現実的な観点から保障措置の方法を模索してゆく方向と史料。
- 福島原発事故が日本の統合保障措置に与える影響は？

- 福島原発事故と統合保障措置は無関係。ただし、福島原発でも統合保障措置が実施されていたが、事故後は福島原発のみは変則的に従来型保障措置(包括的保障措置)に戻すようにも聞いている。
- 破損した使用済燃料の再処理は可能か。
- 実際問題として難しいのではないか。専用の再処理施設も必要になるだろう。
- 本件は、日本と米国の国際協力の一環として、また開かれた場、かつ透明性を持って行う必要があると考える。

6.5 その他(次回の案内等)

- ・事務局から本日の貴重なご意見を踏まえ、機構の業務に反映させたい旨を言及。
- ・次回フォーラムは来年 2 月予定。事務局から別途連絡。
- ・最後に、岡田理事が閉会の挨拶を行った。

以 上